

議案第2号

平成22年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画(案)を次のとおり策定したので、承認を求める。

平成22年度事業計画(案)

第1 はじめに

<新制度施行時を振り返って>

当法人は、平成21年12月22日に設立10周年を迎えた。同月18日、明治記念館において日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という。)とともに千葉景子法務大臣、福島みずほ内閣府特命担当大臣をはじめ多くのご来賓のご臨席を賜り、「新成年後見制度制定・当法人設立10周年記念式典」を挙行することができた。設立の準備段階から今日まで新制度の牽引役としてご尽力いただいた会員の皆様、役職員の皆様並びに当法人に対しこれまで多大なご支援ご協力を賜った日司連、各司法書士会をはじめ多くの皆様方に心より感謝と御礼を申し上げる。

さて、新成年後見制度は、平成11年12月1日、以下の「成年後見関連四法案」として可決成立し、同月8日に公布、平成12年4月1日に施行された。

「民法の一部を改正する法律」

「任意後見契約に関する法律」

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

「後見登記等に関する法律」

これは、高齢社会への対応と知的障害者・精神障害者等の福祉を充実させる観点から、自己決定の尊重 残存能力の活用 ノーマライゼーションの新しい理念と「本人の保護」というそれまでの理念との調和を図りながら、従来の禁治産・準禁治産制度を全面的に見直すとともに、「補助」「任意後見」「成年後見登記」等の新しい制度を設けることで、柔軟かつ弾力的な利用し易い制度の実現を目指したものである。

しかし、新制度成立の段階において、新制度の特徴の一つでもある「後見の社会化」により第三者が後見人となる事案が想定されているにもかかわらず成年後見人の公的な準備はなされず、利用者である国民が必要とする信頼できる専門職後見人の供給態勢も整っていない状況にあった。

そこで、かねてより「高齢者の権利擁護」の調査研究を行い「財産管理センター構想」を公表し、成年後見制度の先進国であるカナダ、アメリカ、ドイツを視察し調査検討を重ね、平成10年2月に「成年後見大綱(案)」を公表する等、新制度成立に向けて幅広く活動を展開してきた日司連が「専門職後見人の養成と供給」をすべき責任を強く認識し、当法人の設立に向け力を注いだのは公益的活動を行う司法書士の団体として必然のことであった。

<設立11年目に向けて>

このようにして当法人が新制度の担い手となるべく「高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与すること」を目的に掲げ、平成11年12月22日設立許可を受けてから10年、設立当初の会員3,033名も本年4月1日現在、全国50支部に5,131名(内司法書士法人30法人)が所属し地域に根差して活躍するまでになった。これは全国司法書士約2万名の4名に1名の割合であり、会員が受託している成年後見等事件数も平成21年12月3

1日現在約1万件となっている。

その結果、最高裁判所事務総局家庭局の成年後見事件の概況公表によれば平成20年1年間に司法書士が成年後見人等に選任された割合は被選任者全体の11.36%を占め、かつ、親族以外に選任された第三者の中では36.07%を占めるまでになっており、わが国の成年後見制度の普及・利用において重要なけん引役を担っている。

当法人に寄せられるこれらの期待に恒常的に応えるためには、質の高い後見事務を提供する専門職後見人候補者をこれまで以上に養成し、全国各地域においてその役割を果たせる体制を整える必要があると考える。

また、国民から日常的に、当法人本部・支部には成年後見制度の説明をはじめ具体的な事案に至るまで様々な相談が寄せられている。一方、全国各地で高齢者虐待防止等成年後見制度の利用を核として地域包括支援センターをはじめ様々なネットワークが生まれており、司法書士後見人がそのコーディネーター役としての活躍も期待されている。このように当法人は、地域における「成年後見の拠り所」となってきたが、更なる成長をしたいと考えている。

さらに、司法書士倫理第7条に「司法書士は、公益的な活動に努め、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献する。」とある。司法書士は、受任した多様な事件や相談を通して法制度の改善の必要が認められる場合には、社会に対する啓発活動や法改正運動等を通じ、社会正義の実現へ向けてより積極的に寄与すべき責務を負っている、とされる。その点からも当法人は、新制度が柔軟かつ弾力的で利用し易い制度となるように研究を重ね改正・改善の提言をする役割を果たさなければならないと考える。

このように、設立11年目に入った当法人は、成年後見制度の担い手として、国民に一層信頼される専門職後見人団体として組織の充実を図り、公益認定を受け公益社団法人に移行することで高齢者・障害者等の権利擁護に寄与すべくさらなる飛躍のスタートラインに立つことを目指す。

<新システムによる執務管理支援等>

その一方で、会員の遂行する後見事務の中に問題となる事例も生じていることを謙虚に反省し、全会員が不祥事防止に取り組む決意を新たにしなければならない。そのために、昨年度より一部実施している報告書を支部において精査する「新執務管理システム」を全支部において完全実施することを目指すことと併せて、日司連と共同発刊した「成年後見事務問題事例集」等を活用した倫理研修の必修化を含めた会員研修の充実を図り、さらには、後見人等候補者名簿登載システムを見直す等多方面から不祥事防止態勢を整える。

<本人の最善の利益のために>

新制度施行10周年を迎える本年10月2日から4日まで、パシフィコ横浜において「2010年成年後見法世界会議」が当法人も共催団体の一つとなり開催される。欧州・北米・豪州・東南アジア等から成年後見法の関係者が集い、各国の成年後見法について議論をする。当法人も分科会等に積極的に関わり諸外国に我が国の現況や当法人の活動を伝えるとともに、先進各国の法制度や実際の後見活動への取組みを国内に伝えることとしたい。また、会員にとっても豊富な内容を含む会議に参加することにより後見実務上参考にすべきことを多く吸収できる絶好の機会となると考えている。

さらに、本通常総会の翌日である6月20日に開催される当法人第2回研究大会における議論等も踏まえ、今年度は、制度改善検討委員会を中心に本人の「最善の利益(ベスト・インタレスト)」の追求を基本とする成年後見制度の改善改正提言を行いたいと考えている。

第2 重点目標

【公益目的事業】

公1 専門職後見人養成・指導監督事業

当法人は、設立当初より、制度の利用者や関係者に対して「当法人の成年後見制度に取り組む態勢」の具体化として 執務管理支援 後見人等候補者名簿登載研修 成年後見事業包括補償制度の三大システムを公表し継続実施をしている。公益社団法人への移行を予定する今年度において、公益性の高い成年後見制度の担い手として専門職後見人の執務が信頼されるようこれらシステムの更なる充実を目指す。

1. 公1 専門職後見人指導監督事業

当法人は、会員に対し、定款及び諸規則において当法人の事業に関して事件を受託した場合にその業務報告書の提出を求めている。これにより家庭裁判所による監督とは別途、当法人独自による会員に対する執務管理支援の実効を可能とし、もって当法人会員の行う後見事務の信頼性を高めることとなっている。

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律が完全施行され、法定後見事務については被後見人の個人情報に留意した報告様式に変更したが、基本的な考え方に変わりはない。

このようなシステムを導入した目的は、急速な高齢化が進むわが国において、高齢者・障害者等の権利を擁護し、生きがいのある生活を実現するための成年後見制度を健全に発展させ、かつ、利用者の裾野を広くしていく観点から、被後見人の財産管理や身上監護に重大な課題のある場合に選任されることが多い公益的担い手である信頼性の高い専門職後見人が必要とされていたからに他ならない。

これまで問題の生じた会員の多くは、業務報告書を提出していないことから、執務管理支援の実効性を担保するためには報告書提出率を100%に引き上げることが至上命題となる。さらにその実効性を高める方法には、会員と一番身近に接する各支部において懇切な対応をすることが適切であるとの観点から、昨年度より業務報告書の精査を原則として支部で行う体制へ移行することを目指し試行を行った。今年度は、原則として全支部にて移行することとする。また、支部移行に伴い執務管理委員会では、各支部を順次に訪問し指導支援する。

さらに執務支援充実の一環として、会員・支部から寄せられる質問へ速やかに対応できるよう執務管理委員会と業務相談委員会との連携を密にする。

2. 公1 専門職後見人養成事業

前記のとおり司法書士はわが国の成年後見制度の普及・利用において重要なけん引役を担っており、その受託する事件は財産管理のみならず身上監護においても重大な課題を内包した事件が多く、特に専門職後見人としての専門性が強く求められている。

このように当法人の会員が行う後見事務は高く評価され、司法書士は法律専門職でありながら身上監護事務においても専門職としての事務遂行を期待されている。そもそも成年後見事務は法的な財産管理に限らず、医療・福祉面における後見人としての専門知識も必要であり、加えて、専門職後見人は、判断能力が低下し的確に表意できない被後見人の心のありようを慮り、その最善の利益（ベスト・インタレスト）を図るなど、高い見識も求められる。

さらに、知識・識見に加え、「リーガルサポート会員であれば財産を預けても安心」と言われるように高い倫理性を有することも専門職後見人としての絶対条件であることは言うまでもない。

当法人は、これまで専門職後見人としての資質をこのように捉えて「後見人等候補者名簿登載研修システム」に基づく研修事業を行ってきた。

今年度については、会員研修において、必修化した倫理研修を含む安定継続した高度の後

見事務を担うためのカリキュラムと研修資料を備え「質の高い後見事務を提供する司法書士後見人」の養成を目指す。

また、このシステムの見直しを含め、不祥事の発生を許さないとの強い意識を共有するための改革を図る。

加えて、司法書士が後見事務を学ぶ最初の機会となる日司連主催司法書士中央研修・ブロック会主催新人研修・司法書士会主催新入会者研修における成年後見制度の研修は重要であるところから日司連等関係方面と協議し効果促進を図る。

さらに、第三者後見人の選任率が30%を超える状況が今後も続き、専門職後見人の需要も増加することが予想されることから、当面、後見人等候補者名簿登載者5,000名を目標に養成を図る。

今後とも、親族後見人や市民後見人とは異なる「公共財」の役割も期待されている専門職後見人として研鑽にはげみ、国民からの期待に応えるよう着実に歩を進めていきたい。

公2 法人後見・法人後見監督事業

「後見の社会化」として法人後見に期待する声も高く社会福祉協議会やNPO法人等法人が成年後見人等に選任される事案も年々増加する傾向にある。その中で、当法人は、法人後見においてもその先導役を果たしており、現在では、法定後見では、広域事案、暴力事案、強度の他害性事案、困窮者事案その他公益的な事案に、任意後見においては、法人による継続且つ安定した執務が要請される場合に限定して受託している。また、任意後見と併せて締結する任意代理契約(いわゆる移行型)の監督人として契約当事者として関わる事案もある。なお、当法人の会員は任意代理契約のみの締結は行わず、任意代理契約を締結する際には、当法人が任意代理監督人に就任するか、当法人が契約内容等の確認を行うことを原則としている。

今年度は、その受託範囲も含めてさらに検討を進める。また、法人後見(監督)の受託は、当法人が直接後見執務に当たることであり担当者となる会員は当法人の「顔」として重要な立場となる。そのため、その執務に関する管理には支部・本部の緊密な連携が一層重要となる。

公3 成年後見普及啓発事業

当法人は、設立当初より全国50支部及び本部において相談会やシンポジウムを開催し、制度の調査研究に基づく改善改正提言や出版事業を行う等多くの普及啓発活動を展開してきた。新制度施行10周年にあたる今年度は、さらに充実した活動を展開していく。

1. 公3 成年後見制度調査研究事業

昨年度は、弁護士・公証人・裁判官等制度運用に関わる委員で構成される財団法人民事法務協会主催「成年後見制度研究会」に当法人が司法書士を代表して参加し、施行10年目を迎えた制度の運用改善について議論を交わした。その研究会報告書は、本年度公表される予定である。

制度改善検討委員会では、研究会におけるヒアリング資料をまとめ論点整理を行う等重要な役割を果たした。

今年度は、研究会報告書、第2回研究大会や「2010年成年後見法世界会議」における議論及び当法人の改善改正提言や各団体よりの提言等を踏まえて、柔軟かつ弾力的で利用し易い制度を目指して施行された現行の成年後見制度の改善改正提言を行う。

その際、イギリスの成年後見制度(意思能力法)で、成年後見人の職務について本人の「最善の利益(ベスト・インタレスト)」を基本とする具体的指針を示していることも参考とし

たい。

2. 公3 成年後見普及促進事業

制度施行10周年にあたって制度の普及促進を目指して東京、静岡、なごの、愛知、岐阜県、富山県、大阪、えひめ、熊本の各支部等において市民向けシンポジウム等の企画がなされている(平成22年4月20日現在の本部に対して提出済みの支部事業計画案による)。本部においては、本年10月2日から4日まで、パシフィコ横浜において開催される「2010年成年後見法世界会議」に当法人も共催団体として参画し、分科会等に積極的に関わり諸外国に我が国の現況や当法人の活動を伝えるとともに、先進各国の法制度や実際の後見活動への取組みを国内に伝える絶好の機会にしたいと考えている。

3. 公3 地域連携促進事業

昨年度、高齢者・障害者等虐待防止委員会では、「司法書士・リーガルサポートと地域包括支援センター・高齢者虐待防止に関する提言書(案)」をまとめた(月報司法書士3月号に掲載)。

全国各地で成年後見利用を核として地域包括支援センターをはじめ様々なネットワークが生まれており、司法書士後見人がそのコーディネーター役としても期待されている。高齢者虐待防止の実践事例や地域連携のノウハウの集積・蓄積を行い、それらを会員・支部へ提供することで地域において信頼される司法書士後見人を育てていくことに繋いでいきたい。

しかし、上記提言書に記されているように、司法書士の権利擁護活動と地域包括支援センターとの関係の重要性について、司法書士会員あるいは司法書士会において理解されているとは言い難い現状にもある。今後、日司連と協同して地域包括支援センターとの連携に向けた取組みを行っていかなければならない。

【法人管理業務等】

1. 公益認定対応事業

本年6月19日開催の本通常総会において提案する定款・諸規則の変更案をご理解いただいた上でご承認いただく努力を継続するとともに、ご承認いただいた後、速やかな公益社団法人への移行認定申請を行う準備を行っている。また、平成23年3月中旬以前に認定を受けた場合には、今年度中に総会を開催する必要も生じることから、支部との連絡調整を密に行わなければならない。

なお、移行認定準備にあたり本年2月中に、各支部より平成22年度事業計画書及び収支予算書の提出を受け、3月31日までに本部収支予算との連結を行った。課題もあったが、正式に移行認定を受けるまで解決できるものと考えている。

第3 具体的事業計画

【公益目的事業】

当法人は、高齢者、障害者等の最善の利益のためにその権利擁護と福祉の増進に寄与し、かつ、成年後見制度の普及と健全な発展を目指すため、以下の公益目的事業区分による具体的事業を全国50支部と連携協力しあって行う。

公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1. 公1 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

業務報告書提出率100%を目指して

問題のある会員について検証するとそれらのほとんどが、当該会員から定期的な業務報告書の提出がされていなかったものである。個人情報保護に関する法律に留意した現行の業務報告書によっては会員が遂行した後見事務の内容の正確な把握が困難ではないか、との意見が寄せられているところではあるが、会員にとって、業務報告書を作成することによって自らの後見事務を省みるという効果は計り知れないものがある。

当法人が会員に対して適切な指導や支援するためには、会員からの継続的な業務報告書の提出が必要不可欠であるとの観点から、また、不適切あるいは不正な後見事務の遂行等を未然に防ぎ、成年後見制度に対する信頼を揺るがすことがなく当法人が発展を遂げていくためにも、平成22年度も引き続き、会員が受託しているすべての事件につき会員からの業務報告書の提出が100%達成されることを目指す必要がある。

業務報告書の記載内容の整備等

平成21年7月から、法定後見に関する業務報告書の提出頻度を「原則的に6ヶ月に一度」と変更したが、この提出頻度については、支部の状況等によって「3ヶ月に一度」とする支部や、「4ヶ月に一度」としている支部もある。また、業務報告書の提出時期についても、会員の都合にあわせて受託あるいは前回報告書の提出時から6ヶ月（又は、3ヶ月あるいは4ヶ月）を経過した時点で次の報告書を提出するものとする支部や、6ヶ月（又は、3ヶ月あるいは4ヶ月）ごとに提出月を決めてそれに合わせて提出してもらう支部など、それぞれの支部によって工夫をされているとの報告を数多く寄せていただいている。

業務報告書の記載内容については、本部執務管理委員会において標準書式を定め、これをホームページ上で紹介しているが、不足と思える部分等については、各支部において創意工夫していただきたい。いずれにせよ、平成22年度も、業務報告書の記載内容等の整備を引き続き行い、その成果はホームページに随時掲載する等して、各支部に提供していく。

「新執務管理支援システム」への移行のためのマニュアル作り（業務報告書の受付管理簿等の整備）

これまで、当法人では、会員に対する執務管理支援における質の向上につながるの考えの下、会員から提出された業務報告書を、本部執務管理委員会と各支部において二重に精査する体制をとってきた。しかし、現実的には、継続受託事件数の増加等により、本部執務管理委員会による3ヶ月に2回のペースの業務報告書の精査については、大幅に時間的な遅れが生じ、会員に対して適時に適切な支援や指導を行うことが徐々に困難となりつつあった。また、支部から本部に送付されてくる業務報告書のなかには、支部において全く精査がされていないのではないかと思えるようなものも一部含まれており、これまでの執務管理支援体制には、時間的無駄が生じていたのも事実である。

これらの弊害を解消するため、平成21年度には、業務報告書の精査を含む所属会員

の執務管理支援は、原則として支部において行うこと、当該支部は、会員執務管理支援上検討を要する点につき随時本部の指導支援を受けること、及び本部は、支部における業務報告書の精査を含む会員執務管理支援状況について、適宜支部を訪問して指導支援を行うこと、の3つを柱とする「新執務管理支援システム」を各支部において順次採用している。そして、本部執務管理委員会では、平成22年度末までには、全国のすべての支部が、この「新執務管理支援システム」に移行し、責任をもって支部会員の執務管理支援事務を行っていきことができるよう、「新執務管理支援システム」移行のためのマニュアル等の作成を行い、「新執務管理支援システム」に移行した支部に配付したほか、「新執務管理支援システム」に移行していない支部にも、ブロック会議等において関係資料（業務報告書受付管理簿や後見事務等報告書調査票等を含む）を提供した。これらの資料・マニュアル類は、現時点における「支部で行う業務報告書の精査・執務管理支援」の標準的な内容をひととおり盛り込んだものではあるが、決して完成されたものではないとも認識している。特に、業務報告書の提出頻度及び提出時期について、本部が示している原則的な形態（「6ヶ月に一度」、「6月末締め・12月末締め」）とは異なる形態を採用している支部においては、本部執務管理委員会が提供する標準書式ではなく、支部における業務報告書の提出頻度等に合わせて支部において作成した独自の受付管理簿を使用したほうが、効率的な執務管理支援事務を行うことができるはずである。いずれにせよ、平成22年度も引き続き、この「支部で行う業務報告書の精査・執務管理支援」に関するマニュアル等（会員から支部に提出された業務報告書を管理する受付管理簿等）の改善作業を行う。

「新執務管理支援システム」への完全移行のための準備

で述べたような、支部において全く精査をしていない業務報告書を、全く会員の顔や人となりを知らない本部の委員が数ヶ月あるいは1年余遅れで精査したところで、その会員の業務内容が把握できるものではない。不適切あるいは不正な後見事務の遂行を未然に防ぐためには、それぞれの会員の顔が見え人となりを知っている支部において会員の執務の支援・指導等を行うことこそが、会員執務管理支援事業において最も重要なことである。

そのために、平成22年度も、「新執務管理支援システム」未移行の各支部に対し、平成22年度終了までには「新執務管理支援システム」に完全に移行することができるよう、引き続き支援をしていく。

なお、現時点においても、業務報告書の精査業務等の執務支援体制が全く構築されていない支部が存在していることから、当該支部からは、本部執務管理委員会にオブザーバーとして参加してもらい、そのノウハウを習得していただく予定である。また、本部執務管理委員会においてブロックごとの担当者を決め、各ブロックにおいて執務管理委員会を開催して、体制構築が遅れている支部を応援することとして、最終的に、平成22年度中には、全国のすべての支部が「新執務管理支援システム」に移行することができるようにしたい。

本部執務管理委員会のあり方

「新執務管理支援システム」移行支部が増えることにより、本部執務管理委員会における業務報告書の精査業務等が縮小されていくのは自明である。

本部執務管理委員会には現在27名の委員があり、各支部から送られてきた業務報告書の精査をし、問題案件等があれば協議をしているが、その業務報告書の精査は平成21年度末には粗方終了した。そこで、平成22年度においては、「新執務管理支援システム」に移行していない支部から送付された業務報告書を精査することになるが、それは、各委員が所属するブロックにおいて行っていくことを主とし、本部における執務管理委員会は、各ブロックや支部からの報告を総括するために年に3～4回程度開催することとする。

また、これとは別に、支部においては、本部に対し、支部における会員執務管理支援事

務の実施状況に関する報告を行っていただき、さらに、本部は、支部に対して、2～3年に1回の頻度で、支部における会員執務管理事務の執行状況に関する訪問調査を行い、支部における会員執務管理支援事務の遺漏なきを期することとする。なお、この訪問調査は、全国の支部を、本部執務管理委員（各回2名を予定）が2～3年に1回程度の頻度で訪問することを想定しているため、平成22年度以降、毎年17支部程度の支部を訪問することとなる。この作業は、主に本部執務管理委員会の委員長及び副委員長がその任に当たることを予定しているが、場合によっては近隣支部選出の委員が加わることもある。そこで、この訪問調査を行う委員の確保と育成を行うとともに、支部を訪問し「支部執務管理事務」に関する執行状況の調査・指導監督を行うための「支部訪問調査、指導監督」に関するマニュアルの更なる改善を行う。

ちなみに、このような委員の確保及び育成が順調にできれば、平成23年度以降は、執務管理委員会委員数を10名程度に削減して、組織をスリム化することも可能ではないかと考えている。

「新執務管理支援システム」移行支部の執務管理事務

各支部においては、支部会員から提出された業務報告書を業務報告書管理簿において管理する必要がある。業務報告書の提出頻度は、原則として6ヶ月に一度と決められているが、上記のとおり、支部の状況等を考慮して6ヶ月以内の頻度で提出すると決めることも可能である。支部内において業務報告書の提出を怠る会員がいる場合は、平成21年3月5日から施行を開始した「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に基づき、業務報告書の提出を促すことになる。報告書精査の要領については、後掲の参考資料を参照していただきたい。

また、上記のとおり、支部は、年に2回、本部に対し、執務管理支援事務に関する報告をする（業務報告書管理簿・定率会費納付票・その他の書類を提出する）ことになる。

なお、「新執務管理支援システム」移行支部となった後の本部からの支部訪問調査は、訪問日の3ヶ月前には対象支部に事前準備のための連絡をする予定である。その際、事前に本部宛に提出する書類や、訪問時に準備しておく書類の指示をするので、各支部においては、円滑な調査にご配慮いただければ幸いである（後掲参考資料を参照していただきたい）。

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例又は対処困難事例等の相談に応ずる。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応又は処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応若しくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、又はすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部又は会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえ、業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論又は方向性を出す作業を行う。

相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案のほか、執務管理委員会及び法人後見委員会が今までに蓄積してきた監督、指導上のポイント及び問題解決の指針又はノウハウ等を集積し、一定の整理をしたうえで、成年後見業務FAQ（よくある質問と回答）のようなものを作成し、その情報を会員通信又はホームページ上で随時提供をしていきたい。

成年後見業務に関する法令等の解釈の検討

会員執務の普遍的な支援の一環として、会員執務の適正な遂行に資するため、成年後

見業務に関する法令等の解釈上疑義のある課題につき業務相談委員会において必要な検討を加え、一定の見解を提示する作業を行う。

(2) 業務審査委員会における検討に関する事項

本委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。本委員会については、定期的に会議を開催する。

本委員会への提出資料の整理及び検討は事前に業務相談委員会等で行うものとする。

(3) 紛議に関する事実関係の調査

会員と依頼人らとの間、あるいは会員間で生じた紛争及び苦情について、理事長の指示に基づき、事実関係の調査、資料収集及び関係者らに対する事情聴取等を行い、その結果を理事会へ報告する。

(4) 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

当法人設立10周年にあたった昨年度は、札幌、新潟県、京都、福岡の各支部でシンポジウム等の記念事業が行われた。成年後見制度施行10周年にあたる今年度は、東京、静岡、ながの、愛知、岐阜県、富山県、大阪、えひめ、熊本の各支部で記念事業が計画されており(平成22年4月20日現在の本部に対し提出済みの支部事業計画案による。)このような地域に密着した活動は重要であり、各支部から活動情報を発信することも有意義である。

このように当法人の目的達成のためには、地域と会員に直接関わる各支部と中核的なブロックそして法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することで一丸となって効果的な活動を展開する必要がある。

ブロック会議

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務の他、地域包括支援センター、法テラス等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等支部に期待される役割は大きくなっている。今年度もブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議の場を設けていただき各支部における運営等の活性化を図ることとしたい。

支部本部連絡会議

今年度も本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。また、日頃各支部から本部へ委員等として出向している会員からも各支部・各ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担ってもらうことで支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

支部への情報発信

毎月定期的に「会員通信」の発信を行う。また、本部から支部への情報発信については、支部長及び支部事務局へメールで一括送信をするとともに、支部から本部への照会事項等で各支部共通の事項については、適時、各支部へ同様な方法で伝達する。

また、HPの会員ページでは、シンポジウム等の開催案内や会員に関する処分等の情報を伝達する。

さらに、今年度は、公益法人への移行に伴う新・新公益会計基準に準拠した会計処理体制を軌道に乗せる必要があり、執務管理においても「報告書精査」を支部で行う等、支部と本部の連携が一層重要となる。

1. 公1 専門職後見人養成事業

(1) 研修等バックアップ体制の充実

倫理研修内容の充実

問題事案の発生を防止するための一つの方策として、倫理研修内容の充実に努める。昨

年度から、新規名簿登載研修・名簿登載更新研修ともに、倫理研修は必修化されたが、今年度は、さらに、その研修内容の強化をめざしたい。具体的には、全支部において、少なくとも、名簿登載更新研修については、昨年度送付した研修題材『倫理研修プログラム』を参考にして少人数のグループディスカッション形式研修（司法書士年次研修をイメージしている）を実施するか、事前レポート提出の講義形式研修（受講者に事前に課題を提示し、当日までに、その課題についてレポートを提出させ、講師が事前に目を通した上で、講評を交えて講義をするという形式）を実施することをめざして欲しい。

そのために、全支部で、このような形式での倫理研修を支部独自で開催できるように、今年度は、予算の関係で、25支部の研修担当者を一同に集めて倫理研修の講師養成講座を開催する。残りの25支部については、来年度実施する予定である。

後見人としての基本的な実務能力の確保

問題事案の中には、後見実務のイロハが十分に理解できていないのではないかと疑われる事例も出てきており、倫理研修だけでなく、全会員が後見人としての基本的な実務能力を身につけることは最低限の目標であるが、今後力を入れていかなければならない。

そのために、昨年度に引き続き、新入会員向けの基本的研修プログラムについての検討を深めるとともに、現在の名簿登載時の必須要件である、a、b、c、dの6単位の内容及び在り方についても検討したい。

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

本部主催（若しくは支部との共催）研修会を企画し、開催する。今年度は、新規名簿登載研修12科目18単位分の研修会を開催し、DVDとして作成し、全支部に配布する。さらに、生の講義形式とDVD研修形式の在り方、インターネットによる研修システムや支部研修等に対するバックアップ体制をどのように構築すべきかについて将来を見据えて検討していく。

ブロック研修会への助成を行う。特に、研修会の単独開催が困難な支部の支援をめざす。

共通補助教材の作成等

「法定後見ハンドブック」「任意後見ハンドブック」に引き続き、依頼が増加し始めている法定後見監督事務及び任意後見監督事務に対応するために、「後見監督ハンドブック」の作成について検討する。

日司連との協力関係の強化

日司連主催の研修会へ講師を派遣し、その他研修事業の相互協力活動を強める。

（2）第2回研究大会の開催

リーガルサポートの通常総会は、これまで東京都新宿区本塩町に所在する司法書士会館「日司連ホール」にて一日間の会期で開催してきた。この開催方法については、「一部会員しか収容できない会場は如何か」「机がなく筆記が困難」「総会に研修の要素を入れられないか」等様々な意見が寄せられていた。

リーガルサポートが会員数5,000名を越す団体であることから、「会員の一割程度は参加できる総会会場の確保」「開催地域における成年後見制度のさらなる普及」「開催地域ブロック（支部）の活性化」「全国レベルの研修機会の提供」等を目的として、平成20年度以降2年に1度の通常総会については、「通常総会と研修等を組み合わせた2日間の日程」による開催として、平成20年6月に大阪府にて第1回研究大会が開催された。これに引き続いて、宮城県において第2回研究大会を開催する。「高齢者虐待防止活動」「成年後見制度の改善提言」「医療行為の同意」をテーマとして、3つの分科会を開催する。

（3）入会促進と名簿登載促進

平成21年度には、当面の目標であった会員数5,000名を達成することができた。これもひとえに日司連、各司法書士会のご理解ご協力に負うところ大であり、心より感謝を申

上げたい。引き続き成年後見制度の担い手になろうとする情熱あふれる新人司法書士の入会を期待したい。

そして、第三者後見人の選任率が30%を超える状況が今後も続き、専門職後見人の需要も増加することが予想されることから、実際、後見実務に取り組むことになる「後見人等候補者名簿登載者」を5,000名とすることを当面の目標に、前記1.2.等を通してその養成に力を入れる。

公2 法人後見・法人監督事業

(1) 法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度が社会に広がり成熟するに従い、成年後見人や成年後見監督人等の担い手を法人に期待し、その需要が増えつつある。当法人では、法人後見の研究をさらに進め、デメリットは克服し、メリットをより効率よく使いこなせるようその特徴を生かし、公益に即した事業を進めていきたい。

全国組織による法人後見執務においては、各支部に、その管理、指導、監督を実行することができる機能が整備されていることが必要である。

本部法人後見委員会では、一定の要件のもと、実質的に支部法人委員会が法人後見執務を独自に判断し、実践できるよう、迅速かつ的確に指導監督する機能を強化し、法人後見体制の確立を目指す。

<今年度の受託方針>

法定後見（監督）は、暴力・困難事案等、個人では受託困難な事案をはじめ、公益的な事案を受託する。

任意後見は、多様な法人後見の需要に答えることができるよう法人体制や契約内容について検討研究を継続する。

(2) 法人後見システムの確立

支部法人後見体制の確認

法人後見事務担当会員への監督機能、本部との連絡体制など支部法人後見委員会の体制を確認、指導を通して、本部支部間の密な関係を構築する。

本部・支部間の連絡強化等

本部支部法人後見執行支部及び法人後見可能な支部からは、本部法人後見委員会に委員の推薦を要請し、本部と支部の連絡強化、情報の共有化を進める。

重要意思決定事項の一部支部委譲体制の新規実施

本部法人後見委員会は、昨年度「法人後見受託事案について本部法人後見委員会の承認権限の一部を支部法人後見委員会に委譲することに関するガイドライン」を策定した。本ガイドラインについては、すでに試行期間2年間を経て、支部法人後見体制が整備され、機能していることが確認できた支部において実施する。

「法人後見監督マニュアル」の周知徹底

新たに作成された「法人後見監督マニュアル」の周知徹底を図る。

本部の指導監督機能の強化

「定期報告書提出状況調査書」の充実により、定期報告書の長期未提出事件がないよう留意し、課題の早期発見・対応に努める。

緊急事態への対応検討

法人後見事件における緊急事態が生じた場合の対応を検討する。

傷害保険制度の導入

法人後見を受託する支部、事務担当者及びその補助者等に対し、その業務従事中の傷害リスクを補償するための保険制度を導入する。

(3) 本部・支部間の意思疎通を基礎とする関係強化

本部・支部合同会議の開催

支部機能に指導が必要な支部については、随時合同会議を開催し、本部支部間の意思疎通を図り、問題点の解決を目指す。

本部の支部に対する監督指導

重要意思決定事項の一部委譲支部においては、定期的に支部機能を監査し、委譲における問題点の検証と対応を図る。支部委譲体制の実施により、当法人の法人後見執務に弊害が出ることはないよう、本部法人後見委員会は、監督指導には十分注意する。

本部委員派遣制の導入

本部・支部間の意思疎通を密にし関係強化を図るため、法人後見業務執行支部及び法人後見可能な支部法人後見委員からの本部法人後見委員の選任を進める。

公3 成年後見普及啓発事業

1. 公3 親族向成年後見養成講座事業

2. 公3 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

(1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施

昨年度まで、親族向け成年後見人養成講座、遺言と成年後見制度に関する説明会、成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業、の以上3種別に分けて各支部において実施し、それぞれの支部事業に対して助成を行うという内容で活動してきた。

本年度においては、昨年度末の募集により、既に34支部(これまでの約1.4倍の申込数)が、支部メニュー事業の実施を予定しているが、具体的な助成内容はこれまでと異なり、上記～の種別分けを廃止し、成年後見制度の普及に合致する事業に対しては個別内容を限定することなく助成することとする。

また、各支部において実施された企画実施内容を全支部にホームページ上で公開する等して、情報交換を通して、今後の各支部の事業を支援していく方策を検討していく。

3. 公3 高齢者・障害者相談事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

毎年恒例となった全国一斉無料成年後見相談会を、今年度も日司連との共催で秋頃に実施する。行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関とも連携する方法などにより、地域住民に対する成年後見制度の周知と利用促進を図るため、開催各地の実情に併せたスタイルで行うこととする。

4. 公3 書籍等出版事業

(1) 「実践成年後見」誌の企画等

法律雑誌「実践成年後見」は、成年後見やその周辺に関する情報をタイムリーに提供する総合実務書として、平成12年12月26日には第1号が発刊されて以降、現在まで第33号が発刊されている。その間、法律関係者、福祉関係者、行政のみならず、家庭裁判所においても必読書となっており、成年後見制度の充実・発展に寄与しているとの評価を受けている。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、企画・編集事業を行う。

また、前年度はブロック(地域)の事例を多数集約するため、支部内各地域での小規模な「権利擁護事例研究会」立ち上げのためのマニュアル書作成を企画したが、地域によりすでに研究会等が立ち上がっておりマニュアル書を必要としない支部もあり、アンケート

の実施をして再度検討することとする。

- 事業 「実践 成年後見」第34～第37号を企画発行する。
「権利擁護事例研究会」については先駆的な研究会を紹介する。
- 組織・会議 各ブロック企画委員会を年4回程度開催。全体企画委員会を年4回開催。編集委員会への企画委員派遣を年4回実施。

(2) 書籍出版事業

親族後見人向けの成年後見事務を解り易く説明し、後見事務に活用できる成年後見手帳(仮称)の発刊を行う。後見六法について使い易いように参照条文等の表示ができないか検討をする。次の事業を行う。

- 「成年後見手帳」(仮称)の発刊
「2010版後見六法」の発刊及び「後見六法」の改訂版の継続検討
小冊子の増刷等

5. 公3 成年後見制度調査研究事業

制度改善検討委員会による調査研究

昨年度、設置した制度改善検討委員会により施行10周年を迎える成年後見制度の改善点や制度上の見直すべき課題につき、これまで当法人をはじめ各関係団体等から公表されている改善提言等も踏まえた検討を行い、新たな提言をまとめたい。

医療行為の同意検討委員会による調査研究

医療行為の同意検討委員会の中間報告をもとに、医療関係者、学者等との意見交換によって研究を深めていく。また、研究大会等を通じてさらに広く意見を求め、「医療同意法(仮称)」の創設を含めた検討を行う。

6. 公3 成年後見普及促進事業

(1) 10周年記念事業と国際会議

昨年度は当法人設立10周年と成年後見制度関連4法案が平成11年12月1日に成立してから10周年にあたることから、12月に日司連と共催で記念式典及び祝賀会を開催した。今年度は、10年間の記録として記念誌の作成を行う。

また、今年度は、成年後見制度施行10周年にあたることから、その記念事業を検討実施される支部もある。当法人としては、本年10月2日から4日まで、パシフィコ横浜において「2010年成年後見法世界会議」を日本成年後見法学会等と共催することを機に制度施行10周年を振り返るとともに、成年後見制度の一層の普及を内外に働きかけることとする。

(2) 各種成年後見制度普及促進事業

日本成年後見法学会の活動支援

同学会が中心となり成年後見法分野において世界各国が一堂に会する「2010年成年後見法世界会議」を開催するにあたって、共催団体として分科会の運営等の協力にあたる。その他、同学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣し支援をする他その活動に柔軟な対応をしていく。

成年後見制度普及フォーラム開催の後援

日本成年後見法学会とNHK厚生文化事業団が主催する成年後見制度普及のための「NHKハート・フォーラム」が本年に東京都において開催される。開催にあたっては、東京支部の協力を得て制度普及につながるよう努めることにする。

研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。

これらの派遣にあたっては、今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域をまたいだ、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。

成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業

前記「1.2.(1)成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施」記載のとおり、支部が行う独自の成年後見制度普及促進事業は、支部メニュー事業のなかで積極的に対応していく。

(3) インターネットホームページの保守・管理、内容の改善作業等

昨年度リニューアルを行ったインターネットホームページについて、保守・管理作業を行うほか、会員専用部分について文字拡大機能を付加するなど一部内容の改善作業を併せて実施する。

(4) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となり平成13年12月に設定した「公益信託成年後見助成基金」(三菱UFJ信託銀行が受託運営)は、家庭裁判所や福祉関係者等から、成年後見制度の普及促進に寄与している基金として高い評価を受けている。また国からも高齢化社会を先取りした基金として高い評価を受けているが、この基金への助成申請は年々増大する傾向にある。当法人は22年度も、募集事務、申請受付事務に協力し、助成基金に対する寄付の呼びかけを行っていく。

7. 公3 地域連携促進事業

高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

高齢者・障害者の権利擁護を目的として活動する当法人にとって、平成18年度から各市町村に設置された「地域包括支援センター」との連携は重要な課題である。また同年度に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の下、適切で積極的な虐待防止活動が市町村・地域包括支援センターに求められる。

当法人の会員には、同法を十分に理解し、市町村や地域包括支援センターと共に高齢者虐待防止の活動をすることが期待されている。そのことを全国の会員に十分に周知するため、高齢者・障害者等虐待防止委員会では、平成20年度に、各支部における地域包括支援センターとの連携等の高齢者虐待対応の現状について広く調査を行い、平成21年度には、その調査で得た情報等を整理して、その成果を「司法書士・リーガルサポートと地域包括支援センター・高齢者虐待防止に関する提言書」としてとりまとめ、今後の各支部の具体的な活動を行うに有益な情報として各支部に提供した。そこで、平成22年度は、上記提言書の内容のより一層の周知を図ることを目的として、各支部又はブロックにおいて、高齢者虐待防止法や地域包括支援センターとの連携の必要性等に関する研修の機会を積極的に提供する活動を展開し、日司連とも協力して、市町村・地域包括支援センター等とのネットワーク作りの施策を具体的に進めていく。さらに、「障害者虐待防止法」(仮称)の立法の動きに先んじて、地域や施設における障害者の虐待の防止のためのネットワークのあり方等についての研究にも着手する。

関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

これまでに構築してきた各地の家庭裁判所や各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会、各地の高齢者虐待防止ネットワーク等に積極的に関わっていくことにより、高齢者・障害者等の権利擁護をさらに推進する。

【法人管理業務等】

1. 公益認定対応事業

(1) 公益認定申請

平成22年度の通常総会において、公益社団法人を前提とした定款・諸規則の変更案の承認を受け、速やかに公益社団法人への移行認定申請を行う。

(2) 新・新公益法人会計基準の準拠

新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の確立

21年度において会計ソフト「PCA 公益法人会計 V.10forSaaS」をまだ備えていない支部に対して早期に導入するよう促し、本部及び全支部で統一的な会計処理が行えるように整備する。そして、支部においても新しい会計基準に基づいて日常の会計処理を正しく行ってもらうため、支部の会計事務担当者等への指導や情報提供を密に行うこととする。

公益認定基準に基づく財務体制の確立及び継続

まずは今年度申請する公益社団法人への移行認定が円滑になされるよう、財務三基準(収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限)を充たし、申請書類である財務関連別表等を正確に作成する。認定後は登記をすることにより事業年度が途中で分かれることとなるため、その場合の両年度の決算に対して適する対応を行う。その後も公益認定基準に適合した財務体制を維持していく。

2. 法人管理業務

(1) 会員管理と事務局体制の充実

事務局の運営及び事務局体制の充実

平成22年4月1日現在、当法人の正会員は5,131名(司法書士法人会員を含む)まで増加し、また、成年後見普及啓発活動を中心とする事業規模の拡大に伴い、事務局の事務量は著しく増大しているが、事務の効率化を推進してコストがそれに比例して増加することのないよう留意しつつ、事務局体制の整備・充実を図る。

本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議などを通して、公益社団法人移行後の支部の作業工程や不祥事再発防止策等の周知に努め、かつ、会員執務等に関する情報を相互に共有し、本部と支部の連携、連絡体制の強化を図る。

正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

権利擁護の担い手たる後見人の慢性的な不足が指摘されている中、制度を利用する高齢者・障害者に対し、良質な後見事務を提供する専門職後見人を継続的に供給することは、当法人の社会的使命であり、そのためにも、日司連、各司法書士会の協力を得て、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を積極的に推進する。

賛助会員及び寄付金の募集

当法人が実施する成年後見制度の健全な発展のための普及啓発等の事業の趣旨に賛同する賛助会員を募って財政面の支援を求める。また、当法人の財政基盤強化に向け、関係者との利益相反関係に十分配慮して寄付金の募集を行う。

定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の諸規則・諸規程が新公益法人制度で要求される内部統制に対応したものかどうかの再検証を行うとともに、懲戒処分等に関する規定の整備を進める。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対し、登載証明書の発行事務等を行う。

包括補償保険制度の検討

後見事務の遂行中に後見人等自身が受傷等した場合の損害保険の導入が決定されたが、運用上の問題点の有無を検討する。なお、現行包括補償保険制度の改善点、任意後見受任

者の死亡による再契約をカバーする保険商品の開発の可否等について、引き続き保険会社との協議を進める。

(2) 個人情報保護システムの整備

費用対効果を勘案しつつ、セキュリティ対策を含む個人情報保護システムの整備に努め、個人情報の流出防止に万全を期すとともに、不測の事態が発生した場合を想定した危機管理対応をあらかじめ検討する。併せて、当法人が定めた「個人情報保護運用マニュアル」のルールが形骸化しないよう、あらためて周知徹底を図る。